

令和元年度財政援助団体等に係る監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和元年度財政援助団体等に係る監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

令和元年7月25日

上三川町監査委員 舘野治信

上三川町監査委員 稲見敏夫

令和元年度 財政援助団体等監査結果 【実地監査日：令和元年7月4日、7月5日】

総評（全体）

監査した補助金、指定管理費に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行されていると認められたが、実地で事業内容を確認した中で、施設管理、事務処理等において、一部、検討が必要であると判断される事項があったため、適正に対処していただきたい。

番号	団体名称	総 評	指導事項	検討事項	意 見	所管課
①	【補助団体】 上三川町シルバー人材センター	監査した補助金に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。			○活動する会員が高齢であるため、安全面には十分に配慮願いたい。特に夏場は、熱中症に気をつけていただきたい。 ○平均年齢が年々上昇傾向にあるため、新規会員の獲得に努力されたい。 ○公共事業の請負数増について、町と連携を図り進めていただきたい。 ○女性会員が少ないため、女性ができる活動内容を増やせないか、検討されたい。	健康福祉課
②	【図書館指定管理者】 (株) 図書館流通センター	監査した指定管理費に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。		○トイレの全面洋式化について、町と協議・検討されたい。なお、検討にあたっては、町主導で対応されたい。	○これまでのノウハウや、全国的なネットワークを活かし、町に対し、積極的に図書館の利用促進に関する提言・提案をしていただきたい。 ○町民の憩いの場として、施設を有効的に活用できないか、町と協議・検討されたい。（町民の交流の場、子育て支援としての活用について）※特に南館について、より良い活用方法を検討されたい。 ○町の他の施設（子育て支援センター・旧生沼邸など）とタイアップしてイベント等を実施できないか、検討されたい。	生涯学習課
③	【補助団体】 上三川町商工会	監査した補助金に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。		○イベント実施にあたって、地元事業者に利益が還元されるような実施方法を検討していただきたい。	○役場の組織機構改革により「産業」と「商工」が別の所管課になってしまったが、「観光利用」について、両課が連携し、リーダーシップを発揮してもらいたい。 ○何を観光の中心としてすすめてゆくのか、町と共に協議されたい。（イベント中心で町のPRに繋げるのか、新たな観光資源発掘により地域の活性化をすすめるのか、等） ○「小規模企業振興に関する条例」に基づき、町と連携して事業を進めていただきたい。	商工課
④	【補助団体】 (福) 上三川町社会福祉協議会	監査した補助金に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。			○社会情勢は複雑化しており、地域の連携・協力が不可欠である。役場担当課と連携し、町全体で、町の福祉向上のために引き続き邁進していただきたい。 ○新規事業について、社会情勢からすると、今後、ますます増加が見込まれるが、一方で対応するスタッフの数は変わらないので、対応には限界がある。町と協議し、既存の事業について、スクラップ&ビルドの考えにより、実施事業の再検討をしていただきたい。	健康福祉課

⑤	<b>【放課後児童クラブ指定管理者】</b> シンダックス 大新東ヒューマンサービス（株）	監査した指定管理費に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。	○町で購入した備品の台帳（写し）を各学童クラブに設置するよう対処されたい。		○企業としてのノウハウや実績を活かし、町に対し、積極的に学童クラブ運営に関する提言・提案をしていただきたい。 ○安全管理には十分に配慮していただきたい。 ○決算の収支差引額について、管理費等に充て、可能な限り削減する努力をしていただきたい。 ○単独施設における防犯カメラの設置について、町と協議・検討していただきたい。	子ども家庭課
⑥	<b>【いきいきプラザ指定管理者】</b> 日本水泳振興会・環境整備・ALSOK双栄・岩原産業グループ	監査した指定管理費に係る事業運営は、概ね趣旨・目的に沿って執行され、事務処理も適正にされていると認められた。			○事業開始から10年経過し、着実に利用実績を上げている。更なるサービス向上に努められたい。 ○施設老朽化に対する対応が必要となってきた。計画修繕に努め、それ以外の修繕については、日々の点検の中で早期に対応をしていただきたい。 ○駐車場の縁石（石）について、利用者の安全面を考慮し、撤去することを検討されたい。	健康福祉課

★ 結果区分

「指摘事項」…明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているもの出納その他の事務等が適切でないもの【今回なし】

「指導事項」…指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの

「検討事項」…監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を即すもの